第五章 罰則(第四十条 第四十三条)	節 節	第二節 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置 (第十一条第二章 砂糖の価格調整に関する措置 (第三条 第十第二章 砂糖の価格調整に関する措置)	砂 糖 及 び
附則		十八条) 十八条	砂糖の価格調整

5 この法律において「でん粉原料用いも」とは、でん粉の製造の用3・4 (略) 国内で製造される砂糖をいう。 2 この法律において「国内産糖」とは、甘味資源作物を原料として2 この法律において「国内産糖」とは、甘味資源作物を原料として	きびをいう。 (定義)	図り、もつて国民生活の安定に寄与することを目的とする。 (目的) 第一章 総則 (目的) 第一章 総則 第一章 と同意 を記述 第一章 と同意 と同意 と言語 を記述
2 :3 (略)	。	(目的) (目的) 第一章 総則 第一章 総則

に供するばれいしよ及びかんしよをいう。

- 6 を原料として国内で製造されるでん粉をいう。 この法律において「国内産いもでん粉」とは、 でん粉原料用いも
- 7 を及ぼすおそれがあると認められるものとして政令で定めるものを 況及び価格差にかんがみ、国内産いもでん粉の安定的な供給に影響 料として製造されるでん粉と国内産いもでん粉との用途の競合の状 造の用に供するために輸入される農産物であつて、当該農産物を原 この法律において「でん粉原料用輸入農産物」とは、 でん粉の製
- 8 この法律において「砂糖年度」及び「でん粉年度」とは、毎年十 月一日から翌年九月三十日までの期間をいう。

9 (略)

第二章

砂糖の価格調整に関する措置

第 一節 輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置

(砂糖調整基準価格)

第三条 に、粗糖につき、 農林水産大臣は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日まで 砂糖調整基準価格を定めなければならない

2 低落した場合にこれによる甘味資源作物の生産の振興及び国内産糖 砂糖調整基準価格は、 輸入に係る砂糖の価格がその額を下回つて

> 4 三十日までの期間をいう。 この法律において「砂糖年度」とは、毎年十月一日から翌年九月

5 (略)

第二章 輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置

(国内産糖合理化目標価格)

第三条 ΙĆ 粗糖につき、国内産糖合理化目標価格を定めなければならない 農林水産大臣は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日まで

2 つて低落した場合にこれによる甘味資源作物の生産の振興及び国内 国内産糖合理化目標価格は、 輸入に係る砂糖の価格がその額を下

して、定めるものとする。
して、定めるものとする。
して、定めるものとする。
の製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係るの製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係るの製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係るの製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係る

(削る。

| 料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。| 3 | 農林水産大臣は、砂糖調整基準価格を定めようとするときは、食

これを告示しなければならない。 4 農林水産大臣は、砂糖調整基準価格を定めたときは、遅滞なく、

て、必要があるときは、改定することができる。 経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合におい第四条 砂糖調整基準価格は、内外の砂糖の需給事情、物価その他の

て準用する。(2)前条第三項及び第四項の規定は、砂糖調整基準価格の改定につい

粗糖の輸入価格(関税の額に相当する金額を除く。)に換算して、める国内産糖の目標生産費を基準とし、政令で定めるところにより、一定期間における甘味資源作物の生産の見通し及び国内産糖の産糖の製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に産糖の製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に

定めるものとする。

| に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。| は、政令で定めるところにより、砂糖の製造、販売、輸入又は消費| 農林水産大臣は、国内産糖合理化目標価格を定めようとするとき

なく、これを告示しなければならない。 | 5 | 農林水産大臣は、国内産糖合理化目標価格を定めたときは、遅滞

において、必要があるときは、改定することができる。の他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合第四条(国内産糖合理化目標価格は、内外の砂糖の需給事情、物価そ

について準用する。2.前条第四項及び第五項の規定は、国内産糖合理化目標価格の改定

(輸入に係る指定糖の機構への売渡し)

2~4 (略)

(平均輸入価格)

他の諸掛りの標準額の平均額を加えて得た額を基準として、農林水外における代表的な粗糖の市価の平均額に輸入するまでの運賃その外における代表的な粗糖の市価の平均額に輸入するまでの運賃その外におけるで定めるところにより、その期間前の一定期間の海第六条 粗糖の平均輸入価格(以下この節及び次節において「平均輸

(輸入に係る指定糖の機構への売渡し)

第五条 粗糖その他の政令で定める種類の砂糖又は砂糖とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混合した糖で政令で定めるもの(以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告所有者。以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の時について適用される次条の粗糖の平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより化目標価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る指定糖が関税定率法(明治四十三年法律第五十四号輸入申告に係る指定糖が関税が免除されるものである場合と、その令で定める場合は、この限りでない。

2~4 (略)

(平均輸入価格)

平均額を基準として、農林水産大臣が定める。 の市価の平均額及び輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で定める第六条 粗糖の平均輸入価格(以下「平均輸入価格」という。)は、

産大臣が定める。

2~4 (略)

(輸入に係る指定糖の売戻しの価格)

に掲げるとおりとする。

により算出される額を加減して得た額) 応じて、当該砂糖調整基準価格に農林水産省令で定めるところイ 砂糖調整基準価格 (粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に

次の口に掲げる額に加えて得た額

口・八 (略)

きは、その乗じて得た額)を控除して得た額(国際約束に従つて掲げる額(その額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるとと次の口に掲げる額との差額にその混合糖に係る輸入申告の日の二 当該指定糖が混合糖である場合にあつては、次のイに掲げる額

2~4 (略)

第九条 前条第一項の規定による機構の指定糖の売戻しの価格は、

次

(輸入に係る指定糖の売戻しの価格)

に掲げるとおりとする。

えて得た額)を控除して得た額を、次の口に掲げる額に加額(その額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるときは、「指定糖調整率」という。)を乗じて得た額から次の八に掲げるる砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率(以下この条においてる砂糖に掲げる額との差額にその砂糖に係る輸入申告の日の属す当該指定糖が砂糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と

定めるところにより算出される額を加減して得た額)種類に応じて、当該国内産糖合理化目標価格に農林水産省令でイ(国内産糖合理化目標価格(粗糖以外の砂糖にあつては、その

口・八 (略)

きは、その乗じて得た額)を控除して得た額を次の口に掲げる額掲げる額(その額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるとと次の口に掲げる額との差額にその混合糖に係る輸入申告の日の出該指定糖が混合糖である場合にあつては、次のイに掲げる額

額)を次の口に掲げる額に加えて得た額に、第七条第二号口に掲

げる額を加えて得た額

ろにより算出される額を加減して得た額)種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるとこに含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、そのイ 砂糖調整基準価格に砂糖含有率を乗じて得た額 (当該混合糖

口・八 (略)

数量で除して得た数を限度として、定めるものとする。政令で定めるところにより、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる2 指定糖調整率は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、

――― 年度におけるその見込数量を参酌して定めた国内産糖の推定供給一 当該年度の前年度における国内産糖の供給数量を基準とし当該

数量を参酌して定めた輸入に係る砂糖及び国内産糖の推定総供給産糖の供給数量を基準とし当該年度におけるこれらの数量の見込たる混合糖に含まれる砂糖を含む。以下同じ。)の数量及び国内二 当該年度の前年度における輸入に係る砂糖 (輸入に係る指定糖

3 (略)

いて、それぞれ、準用する。この場合において、同条第三項中「海第四項までの規定は第一項第一号八の農林水産大臣の定める額につ4 第三条第四項の規定は指定糖調整率について、第六条第二項から

に加えて得た額に、第七条第二号口に掲げる額を加えて得た額

るところにより算出される額を加減して得た額)、その種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定め混合糖に含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつてはイ 国内産糖合理化目標価格に砂糖含有率を乗じて得た額(当該

口・八 (略)

数量で除して得た数を限度として、定めるものとする。政令で定めるところにより、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる2 指定糖調整率は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、

年度におけるその見込数量を参酌して定めた国内産糖の推定製造一(当該年度の前年度における国内産糖の製造数量を基準とし当該製量で防して得た数を限度として)定めるものとする。

数量

数量を参酌して定めた輸入に係る砂糖及び国内産糖の推定総供給産糖の製造数量を基準とし当該年度におけるこれらの数量の見込たる混合糖に含まれる砂糖を含む。以下同じ。)の数量及び国内二 当該年度の前年度における輸入に係る砂糖(輸入に係る指定糖

3 (略)

数量

いて、それぞれ、準用する。この場合において、同条第三項中「海第四項までの規定は第一項第一号八の農林水産大臣の定める額につ4 第三条第五項の規定は指定糖調整率について、第六条第二項から

十二条第一項の期間」と読み替えるものとする。
るのは「第九条第三項」と、「政令で定める期間」とあるのは「第平均供給価格が改定された場合」と、同条第四項中「第一項」とあ条第一項の異性化糖調整基準価格又は第十二条第一項の異性化糖の外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「第十一

(削る。)

第二節 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置

(異性化糖等の機構への売渡し)

格(第六条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適用期間と格(第六条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適用期間という。)は、製造した異性化糖をその製い下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖をその製い下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖をその製い下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖をその製い下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖をその製い下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖をその製い下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖をその製い下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖を表の製い下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖を表の製い下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖を表の製い下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖を表の製い下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖を表の製い下、異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖を表の製い下、異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖を表の適用期間と

二章 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置

(異性化糖等の機構への売渡し)

る場合は、この限りでない。

「換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)を超え構の売戻しの価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格おける輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する機当該期間を除く。)ごとにその各期間を適用期間とし、その期間にする平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の額である場合における

異性化糖等を機構に売り渡さなければならない。

文文 異性化糖等を機構に売り渡さなければならない。

文文 異性化糖の所有者でない場合にあつては、その輸入申告に係るの輸入申告の時について適用される次条第一項の異性化糖の平均供の輸入申告をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る異性化糖収は混合異性化糖(以下「異性化糖等」という。)につ

2

一 (略)

糖標準価格を超える場合 糖標準価格を超える場合 物の平均供給価格が当該輸入申告の時について適用される異性化かつ、当該輸入申告の時について適用される次条第一項の異性化均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない額である場合であり、 輸入に係る粗糖につき当該輸入申告の時について適用される平

3 (略)

準価格が改定される場合には、併せて改定しなければならない。4 異性化糖調整基準価格は、第四条第一項の規定により砂糖調整基

以下同じ。)を超える場合は、この限りでない。標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。第一号に規定する機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより間とし、その期間における輸入に係る粗糖についての第九条第一項である場合における当該期間を除く。)ごとにその各期間を適用期の適用期間とする平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格以上の額

(略)

異性化糖標準価格を超える場合 異性化糖の平均供給価格が当該輸入申告の時について適用されるあり、かつ、当該輸入申告の時について適用される次条第一項の均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合で二 輸入に係る粗糖につき当該輸入申告の時について適用される平

3 (略)

理化目標価格が改定される場合には、併せて改定しなければならな4 異性化糖調整基準価格は、第四条第一項の規定により国内産糖合

ιį

5 (略)

7~12 (略)

(異性化糖等の売戻しの価格)

ポ十五条 前条第一項の規定による機構の異性化糖等の売戻しの価格

は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

して得た額(その額が輸入異性化糖につき第十三条第二項の規定て得た額から、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除に係る異性化糖調整率を乗じて得た額を次の口に掲げる額に加え無性化糖については、次のイに掲げる額と次の口に掲げる

5 (略)

間を除く。)」と読み替えるものとする。

『問を除く。)」と読み替えるものとする。

7~12 (略)

(異性化糖等の売戻しの価格

第十五条 前条第一項の規定による機構の異性化糖等の売戻しの価格

(略)

は、次に掲げるとおりとする。

して得た額で得た額で得た額がら、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除に係る異性化糖調整率を乗じて得た額を次の口に掲げる額に加えに係る異性化糖調整率を乗じて得た額を次の口に掲げる額との差額に当該輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度 輸入異性化糖については、次のイに掲げる額と次の口に掲げる

により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水

産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、そ

加えて得た額)

イ・ロ (略)

正成の 一定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて で得た額から、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて で得た額がら、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除 して得た額(その額が輸入混合異性化糖につき同項の規定により に加えて得た額に、第十三条第二項第二号口に掲げる額を加え であられる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣 が定めて告示する額を加えて得た額を次の口に掲げる が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて が定めてといっては、次のイに掲げる額と次の口に掲

得た額)

イ・ロ

(略)

号に掲げる額とする。 号に掲げる額とする。 号に掲げる観告の時について適用される輸入に係る粗糖についの移出又は輸入伸告の時について適用される輸入に係る粗糖についる。前項の規定にかかわらず、同項各号の異性化糖又は混合異性化糖 2

| 〜 三 (略)

3 (略)

4 第三条第四項の規定は、異性化糖調整率について準用する。

イ・ロ (略)

Ξ

して得た額で得た額に、第十三条第二項第二号口に掲げる額を控除額に加えて得た額に、第十三条第二項第二号口に掲げる額を加え砂糖年度に係る異性化糖調整率を乗じて得た額を次の口に掲げるで得た額との差額に当該輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属する輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額と次の口に掲

イ・ロ (略)

当該各号に掲げる額とする。

当該各号に掲げる額とする。

当該各号に掲げる場合に該当する場合には、前条の移出又は輸入申告の時について適用される輸入に係る粗糖についの移出又は輸入申告の時について適用される輸入に係る粗糖につい

|〜三 (略)

3 (略)

4

第三条第五項の規定は、異性化糖調整率について準用する。

(削る。)

第三節 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付

(甘味資源作物交付金の交付)

2 第十九条 たてん菜についての甘味資源作物交付金は、交付しないものとする から当該交付を受けた年度に属する十二月三十一日までには種され 第一項第一号又は第二号の交付金の交付を受けたときは、 の交付金の交付に関する法律 (平成十八年法律第 いて同じ。 農林水産省令で定める用途及び糖度のものに限る。 指定地域」という。)の区域内において生産されたものであつて、 土壌その他の自然的条件が甘味資源作物の栽培に適すると認められ 物生産者」という。)に対し、その生産する甘味資源作物(気象、 農林水産省令で定める要件に該当するもの(以下「対象甘味資源作 その他の甘味資源作物の安定的な生産を確保するため必要な事項が り、甘味資源作物の生産者であつて、当該甘味資源作物の作付面積 定にかかわらず、その交付を受けた年度の前年度に属する一月一日 る地域として農林水産大臣が指定するもの(第二十一条において「 対象甘味資源作物生産者が農業の担い手に対する経営安定のため 機構は、)につき、甘味資源作物交付金を交付するものとする。 予算の範囲内において、 政令で定めるところによ 次条第一項にお 号)第三条 前項の規

第四章 国内産糖についての交付金の交付

(交付金の交付)

第十九条 産省令で定める種類、 る地域内指定製造施設により製造された国内産糖であつて、 ら買い入れられたものを原料として、同法第十五条第一項に規定す が定める価格をいう。以下同じ。) を下らない価格でその生産者か とにその生産者販売価格の最低基準となるものとして農林水産大臣 産された甘味資源作物で最低生産者価格 (てん菜及びさとうきびご 糖(同法第四条第一項に規定する生産振興地域の区域内において生 産糖製造事業者をいう。 事業者 (甘味資源特別措置法第十八条第一項に規定する地域内国内 項において同じ。 機構は、 政令で定めるところにより、)につき、交付金を交付するものとする。 規格及び生産年のものに限る。 以下同じ。)に対し、 その製造する国内産 地域内国内産糖製造 第二十一条第 農林水

(甘味資源作物交付金の金額)

- て、農林水産大臣が糖度別に定める。一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を基準として特別である。2) 甘味資源作物交付金の単価は、てん菜及びさとうきびごとに、第
- 産費の額 対象甘味資源作物生産者が生産した甘味資源作物の標準的な生
- への標準的な売渡しの価格に相当する額二 前号の甘味資源作物の次条に規定する対象国内産糖製造事業者
- き、政令で定める期日までに告示しなければならない。 ては翌年十月一日から翌々年九月三十日までに収穫されるものにつ一日から十二月三十一日までには種されるもの、さとうきびにあつ 甘味資源作物交付金の単価は、毎年、てん菜にあつては翌年一月3
- 遅滞なく、改定後の甘味資源作物交付金の単価を告示しなければなときは、改定することができる。この場合には、農林水産大臣は、動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要がある 甘味資源作物交付金の単価は、物価その他の経済事情に著しい変

(最低生産者価格)

て定めるものとする。

経済事情を参酌し、甘味資源作物の再生産を確保することを旨とし作物の生産費その他の生産条件、砂糖の需給事情及び物価その他の第二十条 最低生産者価格は、政令で定めるところにより、甘味資源

- 定める期日までに告示しなければならない。 | 月一日から翌々年九月三十日までに収穫されるものにつき、政令で二月三十一日までには種されるもの、さとうきびにあつては翌年十二月三十一日までには種されるもの、さとうきびにあつては翌年一月一日から十
- 改定後の最低生産者価格を告示しなければならない。定することができる。この場合には、農林水産大臣は、遅滞なく、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があるときは、改長低生産者価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、

らない。

(国内産糖交付金の交付)

とする。 という。)に対し とする。 という。)に対し とする。 という。)に対し とする。 という。)に対し

- 三 農林水産省令で定めるところにより、その事業の合理化その他ったをあらかじめ対象甘味資源作物生産者と約定していること。ついて、農林水産省令で定める基準を満たす方法により算定する二 対象甘味資源作物生産者に対して支払う甘味資源作物の対価に
- が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けていること。 の経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、その内容二 農林水産省令で定めるところにより、その事業の合理化その他

(国内産糖交付金の金額)

象国内産糖製造事業者が製造し、農林水産省令で定める期間内に販に、次項の規定により定められる国内産糖交付金の単価に、当該対第二十二条(国内産糖交付金の金額は、対象国内産糖製造事業者ごと)

(交付金の金額)

令で定める期間内に当該地域内国内産糖製造事業者が製造した国内ごとに、次項の規定により定められる交付金の単価に、農林水産省第二十一条 第十九条の交付金の金額は、地域内国内産糖製造事業者

| 「ら第三号に掲げる額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣に応じて、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えて得た額か|| | 国内産糖交付金の単価は、農林水産省令で定める国内産糖の種類売した国内産糖の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

生産費の額を超えるときは、その標準的な生産費の額)入れの価格に相当する額(その額が当該甘味資源作物の標準的な一対象甘味資源作物生産者が生産した甘味資源作物の標準的な買

が定める

製造に要する標準的な費用の額二(前号の甘味資源作物の買入れ及びこれを原料とする国内産糖の

て算出される額を基準とし、砂糖の市価を参酌して算出される額項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基礎とし三一政令で定めるところにより、輸入に係る粗糖につき第九条第一

4 第二十条第四項の規定は、国内産糖交付金の単価について準用す

ಶ್ಠ

産糖の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

-水産大臣 として、農林水産大臣が定める。 |得た額か 、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を基準||糖の種類 2 交付金の単価は、農林水産省令で定める国内産糖の種類に応じて

い。時期を基準として、政令で定める期日までに告示しなければならなる、交付金の単価は、砂糖年度ごとに、国内産糖の製造が開始される

4 前条第三項の規定は、交付金の単価について準用する。

(削る。)

第四節 雑則

(輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売戻しの価格の特例)

動して定めることとされていることからみて、機構の行う国内産糖、前条第二項の規定により国内産糖交付金の単価が砂糖の市価を参やで定めるところにより精製糖(国内産糖を除く。)の価格に換算第二十三条 農林水産大臣は、砂糖の市価が輸入に係る粗糖につき第 型

、次条第一項及び第二十五条第一項に規定する売戻しの価格によりそれがあると認めるときは、その事態に対処するため、機構に対し交付金の交付の業務の適正円滑な運営に支障が生じ、又は生ずるお画して気をある。

2

(略)

分した期間における指定糖の売渡申込数量 (混合糖にあつては、当込みの日の属する農林水産省令で定めるところにより砂糖年度を区つた場合において、その申込みをした指定糖輸入申告者等の当該申第二十四条 第五条第一項の規定による指定糖の売渡しの申込みがあ

第五章 雑則

輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売戻しの価格の特例

第二十二条 農林水産大臣は、砂糖の市価が平均輸入価格又は輸入に第二十二条 農林水産大臣は、砂糖の市価が平均輸入価格又は輸入に第二十二条 農林水産大臣は、砂糖の市価が平均輸入価格又は輸入に第二十二条 農林水産大臣は、砂糖の市価が平均輸入価格又は輸入に

2 (略)

分した期間における指定糖の売渡申込数量(混合糖にあつては、当込みの日の属する農林水産省令で定めるところにより砂糖年度を区つた場合において、その申込みをした指定糖輸入申告者等の当該申第二十三条(第五条第一項の規定による指定糖の売渡しの申込みがあ

糖の種類)に応じて、 あつては、 が砂糖の市価及び国内産糖交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌 係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。)の供給数量の増加 規定する売戻しの価格に、政令で定めるところにより砂糖(輸入に 機構の売戻しの価格は、第九条第一項の規定にかかわらず、 超える数量に係る指定糖の前条第一項の規定による告示が行われた の者及び機構に通知したときは、当該数量)を超えるときは、 農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をそ つては、 常年のその者の当該期間における指定糖の輸入数量等 (混合糖にあ 換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところに による売戻しの数量 (混合糖にあつては、当該売戻しに係る混合糖 年のその者に対する当該期間における指定糖の第八条第一項の規定 めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常 該売渡しの申込みに係る混合糖に含まれる砂糖の数量) を政令で定 有率を乗じて得た額)に農林水産省令で定めるところにより算出さ る砂糖年度について農林水産大臣が定める額 (粗糖以外の指定糖に して粗糖につき当該超える数量に係る指定糖の輸入申告の日の属す 日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における 量によることが著しく不適当であると認められる場合において、通 より農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量(その数 に含まれる砂糖の数量)を政令で定めるところにより粗糖の数量に 輸入に係る混合糖に含まれる砂糖の数量等) を基礎として その種類(混合糖にあつては、当該混合糖に含まれる砂 当該額(混合糖にあつては、 当該額に砂糖含 同項に その

じて得た額) に農林水産省令で定めるところにより算出される額を 度について農林水産大臣が定める額 (粗糖以外の指定糖にあつては につき当該超える数量に係る指定糖の輸入申告の日の属する砂糖年 が砂糖の市価及び交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌して粗糖 係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。)の供給数量の増加 規定する売戻しの価格に、政令で定めるところにより砂糖 機構の売戻しの価格は、第九条第一項の規定にかかわらず、 日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における 超える数量に係る指定糖の前条第一項の規定による告示が行われた の者及び機構に通知したときは、当該数量)を超えるときは、 農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をそ つては、輸入に係る混合糖に含まれる砂糖の数量等)を基礎として 常年のその者の当該期間における指定糖の輸入数量等 (混合糖にあ 量によることが著しく不適当であると認められる場合において、通 より農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量 (その数 換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところに に含まれる砂糖の数量)を政令で定めるところにより粗糖の数量に による売戻しの数量(混合糖にあつては、当該売戻しに係る混合糖 年のその者に対する当該期間における指定糖の第八条第一項の規定 めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常 該売渡しの申込みに係る混合糖に含まれる砂糖の数量) を政令で定 に応じて、 その種類(混合糖にあつては、当該混合糖に含まれる砂糖の種類 当該額(混合糖にあつては、 当該額に砂糖含有率を乗 (輸入に 同項に その

2・3 (略)

第二十五条 製造数量等又は異性化糖等の輸入数量等 (混合異性化糖にあつては れる場合において、通常年のその者の当該期間における異性化糖の 通知した数量 (その数量によることが著しく不適当であると認めら 省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に 標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産 異性化糖に含まれる異性化糖の数量)を政令で定めるところにより 準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者 性化糖に含まれる異性化糖の数量)を政令で定めるところにより標 数量 (混合異性化糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合異 込みの日の属する前条第一項の期間における異性化糖等の売渡申込 渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした者の当該申 して農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量 る売戻しの数量 (混合異性化糖にあつては、当該売戻しに係る混合 に対する当該期間における異性化糖等の第十四条第一項の規定によ 輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量等) を基礎と 第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売

加減して得た額)を加えて得た額とする。

2・3 (略)

第二十四条 して農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量 製造数量等又は異性化糖等の輸入数量等(混合異性化糖にあつては れる場合において、通常年のその者の当該期間における異性化糖の 通知した数量 (その数量によることが著しく不適当であると認めら 省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に 標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産 異性化糖に含まれる異性化糖の数量)を政令で定めるところにより る売戻しの数量 (混合異性化糖にあつては、当該売戻しに係る混合 に対する当該期間における異性化糖等の第十四条第一項の規定によ 準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者 性化糖に含まれる異性化糖の数量)を政令で定めるところにより標 数量 (混合異性化糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合異 込みの日の属する前条第一項の期間における異性化糖等の売渡申込 渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした者の当該申 輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量等)を基礎と 第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売

た額を超えるときは、その加えて得た額)とする。 た額を超えるときは、その加えて得た額)とする。 た額を超えるときは、その加えて得た額)とする。 た額を超えるときは、その加えて得た額)とする。 た額を超えるときは、その加えて得た額)とする。 た額を超えるときは、その加えて得た額)とする。

より算出される額を加減して得た額。次号において同じ。) の供給数量の増係る混合異性化糖に含まれる異性化糖を含む。)の供給数量の増係る混合異性化糖に含まれる異性化糖を含む。)の供給数量の増加が砂糖の市価及び国内産糖交付金の単価に及ぼす影響の程度を加が砂糖の市価及び国内産糖交付金の単価に及ぼす影響の程度を加が砂糖のでにが回り、当該額に農林水産省令で定める額糖の移出の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額糖の移出の日の属する砂糖年度について農林水産省令で定める組みで定めるところにより異性化糖(輸入に国内産異性化糖)政令で定めるところにより異性化糖(輸入に国内産異性化糖)

2 (略) 二•三 (略

第三章 でん粉の価格調整に関する措置

得た額とする。

得た額とする。

の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を加えての規定にかかわらず、これらの規定に規定する売戻しの価格に、次の規定にかかわらず、これらの規定に規定する売戻しの価格に、次の規定にかかわらず、これらの規定による告示が行われる日ま告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日まるとの者及び機構に通知したときは、当該数量)を超えるときは、

二・三 (略)

(略)

2

第一節 輸入に係るでん粉等の価格調整に関する措置

(でん粉調整基準価格)

ない。 日までに、でん粉につき、でん粉調整基準価格を定めなければなら 第二十六条 農林水産大臣は、毎でん粉年度、当該年度の開始前十五

定めるものとする。 定めるものとする。 定めるものとする。 定めるものとする。 定めるものとする。 定めるものとする。 定めるものとする。

とあるのは、「でん粉」と読み替えるものとする。 価格について準用する。この場合において、同条第一項中「砂糖」 第三条第三項及び第四項並びに第四条の規定は、でん粉調整基準

(輸入に係る指定でん粉等の機構への売渡し)

第二十七条 で定める場合は、 第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他政令 ならない。 より、その輸入申告に係る指定でん粉等を機構に売り渡さなければ 粉調整基準価格に満たない額であるときは、政令で定めるところに 係る指定でん粉等の所有者でない場合にあつては、 つき輸入申告をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に 又はでん粉原料用輸入農産物(以下「指定でん粉等」という。)に おそれがあると認められるものとして政令で定めるものに限る。 格差にかんがみ、 その輸入申告の時について適用される次条の平均輸入価格がでん ただし、 でん粉(国内産いもでん粉との用途の競合の状況及び価 国内産いもでん粉の安定的な供給に影響を及ぼす この限りでない。 その輸入申告に係る指定でん粉等が関税定率法 その所有者)は

に係る指定でん粉等について準用する。 第五条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による売渡し

(平均輸入価格)

加えて得た額平均額に輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額を予約額に輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額を通り、

ら製造されるでん粉の価格に換算した額得た額を、政令で定めるところによりでん粉原料用輸入農産物かに輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額を加えて二 海外における代表的なでん粉原料用輸入農産物の市価の平均額

(輸入に係る指定でん粉等の買入れの価格)

| 当該指定でん粉等がでん粉である場合にあつては、その輸入申等についての機構の買入れの価格は、次に掲げるとおりとする。| 第二十九条 第二十七条第一項の規定による売渡しに係る指定でん粉

告の時について適用される平均輸入価格

農林水産大臣が定める価格で定めるところによりでん粉原料用輸入農産物の価格に換算してで定めるところによりでん粉原料用輸入農産物である場合にあつ当該指定でん粉等がでん粉原料用輸入農産物である場合にあつ

(輸入に係る指定でん粉等の売戻し)

2 第八条第二項及び第三項の規定による指定でん粉等の売渡し」と読み等の売戻しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第五条第一項の規定による指定でん粉等の売渡し」とあるのは「第二十七条第一項の規定による指定でん粉等の売渡し」とあるのは「第二十七条第二項中「第五条第一項の規定による指定でん粉等の売渡し」とあるのは「第二十七条第二項の規定による指定でん粉等の売渡し」とあるのは「第二十七条第二項の規定による指定でん粉等の売渡し」とあるのようでは、第二十七条第一項の規定による指定でん粉等の売渡し」と読みを対象が表示である。

(輸入に係る指定でん粉等の売戻しの価格)

て得た額 (国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する (以下この条において「指定でん粉等調整率」という。)を る率 (以下この条において「指定でん粉等調整率」という。)を 基準価格と第二十九条第一号に掲げる額との差額にそのでん粉に 当該指定でん粉等がでん粉である場合にあつては、でん粉調整

一 当該指定でん粉等がでん粉原料用輸入農産物である場合にあつ

に加えて得た額
「「加えて得た額」を、同号に掲げる額」を、同号に掲げる額を率を乗じて得た額(国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告別に係る輸入申告の日の属するでん粉年度に係る指定でん粉等調料用輸入農産物の価格に換算して農林水産大臣が定める価格と第二十九条第二号に掲げる額との差額にそのでん粉原料用輸入農産工作の表別である。

- に掲げる数量で除して得た数を限度として、定めるものとする。までに、政令で定めるところにより、第一号に掲げる数量を第二号2 指定でん粉等調整率は、毎でん粉年度、当該年度の開始前十五日
- でん粉の推定供給数量とし当該年度におけるその見込数量を参酌して定めた国内産いも、当該年度の前年度における国内産いもでん粉の供給数量を基準
- 及び国内産いもでん粉の推定総供給数量
 に換算したもの並びに国内産いもでん粉の供給数量を参酌して定めた輸入に係るでん粉、でん粉原料用輸入農産物の数量を政令で定めるところによりでん粉の数層料用輸入農産物の数量を政令で定めるところによりでん粉の数量及びでん粉の数量及びでん粉の数量及びでん粉の数量及びでん粉の数量及びでん粉の数量及びでん粉の数量及びでん粉の数量及びでん粉の数量及びでん粉の数量及びでん粉

3 第三条第四項の規定は、指定でん粉等調整率について準用する。

(買入れ及び売戻しの価格の減額)

第三十二条 第二十七条第一項の規定による売渡しに係る指定でん粉

売戻しの価格を減額することができる。産省令で定めるところにより、当該指定でん粉等につき買入れ及び等が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水

金の交付 第二節 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付

(でん粉原料用いも交付金の交付)

第三十三条 機構は、予算の範囲内において、政令で定めるところにました。次条第一項において「指定地域」という。)の区域内において生産されたものであつて、農林水産省令で定める要件に該当するもの(以下「お別原料用いも(気象、土壌その他の自然的条件がでん粉原料用いもである。次条第一項において「指定地域」という。)の区域内において生産されたものであつて、農林水産省令で定める要件に該当するもの(以下「七年産されたものであつて、農林水産省令で定める男性がでん粉原料用いもの生産するで、次条第一項において「指定地域」という。)の区域内において「生産されたものであつて、農林水産省令で定める用途のものに限る。次条第一項において「指定地域」という。)の区域内において「おり、でん粉原料用いも交付金る。次条第一項において「指定地域」という。)の区域内において「おり、でん粉原料用いも交付金を交付するものとする。)につき、でん粉原料用いも交付金る。次条第一項において「指定地域」という。)の区域内において「おり、でん粉原料用いも交付金を交付するものであって、農林水産省令で定める用途のものに限り、でん粉原料用いも交付金を交付するものとする。)につき、でん粉原料用いも交付金を交付するものとする。

2

を受けた年度の前年度に属する一月一日から当該交付を受けた年度

交付金の交付を受けたときは、

前項の規定にかかわらず、その交付

項第一号又は第二号の

ための交付金の交付に関する法律第三条第

対象でん粉原料用いも生産者が農業の担い手に対する経営安定の

でん粉原料用いも交付金は、交付しないものとする。に属する十二月三十一日までに植付けされたばれいしよについての

(でん粉原料用いも交付金の金額)

第三十四条 でん粉原料用いも交付金の金額は、対象でん粉原料用いまでは、次項の規定により定められる品位別のでん粉原料用いも交付金の単価に、当該対象でん粉原料用いも生産者がその生産したでん粉原料用いもを原料として農林が産省令で定める期間内に委託により国内産いもでん粉を製造する水産省令で定める期間内に委託により定められる品位別のでん粉原料用いる数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

- 準として、農林水産大臣が品位別に定める。 に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を基2 でん粉原料用いも交付金の単価は、ばれいしよ及びかんしよごと
- 準的な生産費の額一対象でん粉原料用いも生産者が生産したでん粉原料用いもの標

前号のでん粉原料用いもの次条に規定する対象国内産いもでん

める期日までに告示しなければならない。 | 月三十一日までに植付けされるでん粉原料用いもにつき、政令で定| 3| でん粉原料用いも交付金の単価は、毎年、翌年一月一日から十二| 粉製造事業者への標準的な売渡しの価格に相当する額

て準用する。 4 第二十条第四項の規定は、でん粉原料用いも交付金の単価につい

(国内産いもでん粉交付金の交付)

第三十五条 より、 つて、 のとする。 項において同じ。 国内産いもでん粉(指定地域の区域内において製造されたものであ 象国内産いもでん粉製造事業者」という。)に対し、その製造する あつては、 用いもを原料として委託により国内産いもでん粉を製造する場合に げる要件 (対象でん粉原料用いも生産者がその生産したでん粉原料 農林水産省令で定める用途及び規格のものに限る。 国内産いもでん粉を製造する事業を行う者であつて、 機構は、予算の範囲内において、政令で定めるところに 第二号に掲げる要件を除く。)につき、国内産いもでん粉交付金を交付するも)を満たすもの(以下「対 次条第一 次に掲

- でん粉を製造していること。 農林水産省令で定める基準に適合する施設において国内産いも
- ていること。
 「算定することをあらかじめ対象でん粉原料用いも生産者と約定しの対価について、農林水産省令で定める基準を満たす方法によりの対価について、農林水産省令で定める基準を満たす方法により
- が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けていること。の経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、その内容農林水産省令で定めるところにより、その事業の合理化その他

 \equiv

(国内産いもでん粉交付金の金額)

に相当する数を乗じて得た金額とする。

、農林水産省令で定める期間内に販売した国内産いもでん粉の数量粉交付金の単価に、当該対象国内産いもでん粉製造事業者が製造し粉製造事業者ごとに、次項の規定により定められる国内産いもでん第三十六条国内産いもでん物交付金の金額は、対象国内産いもでん

て、農林水産大臣が定める。を加えて得た額から第三号に掲げる額を控除して得た額を基準としいもでん粉の種類に応じて、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額2国内産いもでん粉交付金の単価は、農林水産省令で定める国内産

額) もの標準的な生産費の額を超えるときは、その標準的な生産費の準的な買入れの価格に相当する額(その額が当該でん粉原料用い一対象でん粉原料用いも生産者が生産したでん粉原料用いもの標

| いもでん粉の製造に要する標準的な費用の額 | 前号のでん粉原料用いもの買入れ及びこれを原料とする国内産

一位として算出される額(条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基)(三)政令で定めるところにより、輸入に係るでん粉につき第三十一)

までに告示しなければならない。 もでん粉の製造が開始される時期を基準として、政令で定める期日 国内産いもでん粉交付金の単価は、でん粉年度ごとに、国内産い

て準用する。 4 第二十条第四項の規定は、国内産いもでん粉交付金の単価につい

第四章 雑則

付する助告)(対象国内産糖製造事業者及び対象国内産いもでん粉製造事業者に

とができる。 とがさいない というない というないいうない というない というない

(国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の返還等)

ないときは、機構に対し、その旨を通知しなければならない。産いもでん粉製造事業者が、正当な理由がなく、前条の勧告に従わ第三十八条(農林水産大臣は、対象国内産糖製造事業者又は対象国内

2 糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者に対し、 もでん粉交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。 は一部を交付せず、 べき国内産糖交付金若しくは国内産いもでん粉交付金の全部若しく 機構は、 前項の規定による通知があつたときは、当該対象国内産 又は交付した国内産糖交付金若しくは国内産い 交付す

(削る。)

(報告及び検査)

第三十九条 な物件を検査させることができる の者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要 者に対し、必要な事項について報告をさせ、又はその職員にこれら 糖、異性化糖等、でん粉若しくはでん粉原料用輸入農産物の輸入業 糖若しくはでん粉の製造業者若しくは販売業者若しくは砂糖、混合 甘味資源作物若しくはでん粉原料用いもの生産者、砂糖、異性化 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において

2 . 3 (略)

(削る。

(報告及び検査)

第二十五条 限度において、 農林水産大臣は、 甘味資源作物の生産者から必要な事項に関する報告 甘味資源作物の生産費の調査に必要な

をさせることができる。

第二十六条 とができる。 事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させるこ について報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の は砂糖、混合糖若しくは異性化糖等の輸入業者に対し、必要な事項 ん粉の製造業者、 地域内国内産糖製造事業者、異性化糖製造者、精製糖若しくはで 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において 砂糖、 異性化糖若しくはでん粉の販売業者若しく

第六章 罰則 2.3

(略)

第五章 罰則

第四十条 があるときは、 罰金に処する。 国内産糖交付金又はでん粉原料用いも交付金若しくは国内産いもで ん粉交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の 偽りその他不正の手段により甘味資源作物交付金若しくは 刑法による。 ただし、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) に正条

第四十一条 (略)

第四十二条 金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰

(略)

二 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報 した者 告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

第四十三条

法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある

以下この項において同じ。) の代表者又は法人若しく

ものを含む。

第二十八条

第二十七条

(略)

| 第二十五条若しくは第二十六条第一項の規定による報告をせず 金に処する。 (略)

次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰

第二十九条 他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為を 妨げ、若しくは忌避した者 若しくは虚偽の報告をし、 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その 又は同項の規定による検査を拒み、

の刑を科する。 したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条

2

法人又は人に対して各本条の刑を科する。

前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、

その代表

関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その は人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に

する法律の規定を準
省又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人

独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第百二十六号)(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

イ・ロ (略) (業務の範囲) (業務の範囲)	第三章 業務等	民消費生活の安定に寄与することを目的とする。 民消費生活の安定に寄与することを目的とする。 (機構の目的) (機構の目的) 民消費生活の安定に寄与することを目的とする。 民消費生活の安定に寄与することを目的とする。 民消費生活の安定に寄与することを目的とする。 民消費生活の安定に寄与することを目的とする。	改正案
イ・ロ (略) 定により次の業務を行うこと。	第三章 業務等	の安定に寄与することを目的とする。 (機構の目的) (機構の目的) (機構の目的) (機構の目的)	現

	前条第一項第五号二の業務 農業の担い手に対する経営安定の
	る。)
	いて同じ。) 又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限
	面積(同項第一号に規定する期間平均生産面積をいう。次号にお
	号)第三条第一項各号に掲げる交付金(てん菜の期間平均生産
	安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第
	前条第一項第五号イ及び口の業務 農業の担い手に対する経営
	産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければならない。
	定める交付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水
	号に掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に
	第十一条 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の各
	(国庫納付金)
2 (略)	2 (略)
八(略)	八 (略)
	、及び提供すること。
び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。	物、繭並びに生糸の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し
七(畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、繭並びに生糸の生産及	七 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、でん粉及びその原料作
六 (略)	六 (略)
	を行うこと。
	ホ でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付
	二 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しを行うこと。
八 国内産糖についての交付金の交付を行うこと。	ハ 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付を行うこと。

は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。)金(でん粉の製造の用に供するばれいしょの期間平均生産面積又ための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号に掲げる交付

(区分経理)

- 定を設けて整理しなければならない。
- 二 第十条第一項第三号の業務、同項第四号の業務、同項第七号の業務(畜産物に係るものに限る。)及びこれらに附帯する業務 第十条第一項第一号の業務、同項第二号の業務、同項第七号の
- 業務(野菜に係るものに限る。)及びこれらに附帯する業務「質1条第一項第14号の業務」同項第12号の業務、同項第十号の

務

砂糖及びその原料作物に係るものに限る。)並びにこれらに附帯三 第十条第一項第五号イ、口及び八の業務、同項第七号の業務(

する業務

第十三条・第十四条 (略)

(区分経理)

第十一条(機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘

- 定を設けて整理しなければならない。
- 務(畜産物に係るものに限る。)及びこれらに附帯する業務一 前条第一項第一号の業務、同項第二号の業務、同項第七号の業
- || 前条第一項第三号の業務、同項第四号の業務、同項第七号の業
- 三 前条第一項第五号の業務、同項第七号の業務(砂糖及びその原

(野菜に係るものに限る。)及びこれらに附帯する業務

料作物に係るものに限る。) 及びこれらに附帯する業務

規定する業務るものに限る。)及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項に四、前条第一項第六号の業務、同項第七号の業務(繭及び生糸に係

第十二条・第十三条 (略)

(債務保証)

第十五条 とができる債務を除く。)について保証することができる。 第五十一号) 第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をするこ らの外資の受入に関する特別措置に関する法律 (昭和二十八年法律 第四十五条第一項の短期借入金に係る債務 (国際復興開発銀行等か に係る勘定の負担においてする前条第一項の長期借入金又は通則法 の議決を経た金額の範囲内において、機構が第十二条第一号の業務 (昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、 政府は、 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律 国 会

第十六条 (略

(削る。

(債務保証)

第十四条 とができる債務を除く。)について保証することができる。 第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をするこ らの外資の受入に関する特別措置に関する法律 (昭和二十八年法律 第四十五条第一項の短期借入金に係る債務(国際復興開発銀行等か に係る勘定の負担においてする前条第一項の長期借入金又は通則法 の議決を経た金額の範囲内において、機構が第十一条第一号の業務 (昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会 政府は、 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律

第十五条 (略)

(交付金の交付)

第十六条 交付するものとする。 の価格に換算した額に満たない額である場合には、 り同法第三条第一 同法第二十一条第二項第二号に掲げる額が政令で定めるところによ と当該換算した額との差額に係る部分を除く。)に相当する金額を 機構に対し、 政府は、 |項に規定する国内産糖合理化目標価格を国内産糖 予算の範囲内において、 砂糖の価格調整に関する法律第十九条の交付金 (政令で定めるところによ 同号に掲げる額

第四章

第四章

雑則

- 36 -

(財務大臣との協議)

第十八条 ばならない。 農林水産大臣は、 次の場合には、財務大臣に協議しなけれ

(略)

第十三条第 項の承認をしようとするとき。

Ξ 第十四条第一項又は第十六条第一項の認可をしようとするとき

附 則

第六条

(略)

2 第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び 帯する業務並びに附則第六条第一項に規定する業務」と、第十三条 十二条第三号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、 第

附則第六条第一項」と、第十七条中「並びに第二項」とあるのは「

は第二項」とあるのは「若しくは第二項又は附則第六条第一項」と 並びに第二項並びに附則第六条第一項」と、第十八条第一号中「又

第八条 略)

する。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、 第

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、 次の場合には、 財務大臣に協議しなけ

ばならない。

(略)

第十二条第 項の承認をしようとするとき。

Ξ 第十三条第一項又は第十五条第一項の認可をしようとするとき

附 則

第六条

(略)

2 十一条第三号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、 第

帯する業務並びに附則第六条第一項に規定する業務」と、第十二条

第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び

は第二項」とあるのは「若しくは第二項又は附則第六条第一項」と 並びに第二項並びに附則第六条第一項」と、第十八条第一号中「又 附則第六条第一項」と、第十七条中「並びに第二項」とあるのは「

第八条 略

する。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、 第

附則第八条第一項」とする。第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び帯する業務並びに附則第八条第一項に規定する業務」と、第十三条十二条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附

附則第八条第一項」とする。第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び帯する業務並びに附則第八条第一項に規定する業務」と、第十二条十一条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附

傍線
の
部
分
ば
改
正
部
分

発行シ又八同期間内ニ償還スへキ借入ヲ為スコトヲ得要アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テー年内ニ償還スヘキ証券ヲ第三条 本会計ニ於テ食糧及輸入飼料ノ買入代金ノ財源ニ充ツル為必	ル為必要アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ借入ヲ為スコトヲ得第二条 本会計ニ於テ食糧及輸入飼料ノ買入代金以外ノ経費ヲ支弁ス	及調整勘定二区分ス糧管理勘定ト謂フ)並輸入飼料勘定、業務勘定糧管理勘定(以下食糧管理勘定ト謂フ)並輸入飼料勘定、業務勘定第一条ノニ(本会計ハ之ヲ国内米管理勘定、国内麦管理勘定及輸入食	特別会計ヲ設置ス 特別会計ヲ設置ス に基キ政府ノ買入ルル輸入飼料(以下輸入飼料ト謂フ)ノ買入、売に、交換、貸付、交付、加工、製造及貯蔵並米穀等及麦等ノ輸入ニ渡、交換、貸付、交付、加工、製造及貯蔵並米穀等及麦等ノ輸入ニニ基キ政府ノ買入ルル輸入飼料(以下輸入飼料ト謂フ)ノ買入、売の利益・のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	改正案
へキ証券ヲ発行シ又ハ同期間内ニ償還スへキ借入ヲ為スコトヲ得充ツル為必要アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ一年内ニ償還ス第三条 本会計ニ於テ食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ財源ニ	スコトヲ得費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ借入ヲ為第二条 本会計ニ於テ食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金以外ノ経	飼料勘定、業務勘定及調整勘定ニ区分ス糧管理勘定(以下食糧管理勘定ト謂フ)並農産物等安定勘定、輸入第一条ノニ(本会計八之ヲ国内米管理勘定、国内麦管理勘定及輸入食	関スルー切ノ歳入歳出ハ之ヲ一般会計ト区分シ特別会計ヲ設置ス付、加工、製造及貯蔵並米穀等及麦等ノ輸入ニ係ル納付金ノ受入ニ三百五十六号)第三条ニ規定スル飼料需給計画ニ基キ政府ノ買入ルル輸入飼料(以下輸入飼料ト謂フ)及飼料需給安定法(昭和二十七年法律第(昭和二十八年法律第二百二十五号)ニ依リ政府ノ買入ルル農産物第一条 食糧ノ需給及価格ノ安定ノ為ニスル食糧、農産物価格安定法第一条 食糧ノ需給及価格ノ安定ノ為ニスル食糧、農産物価格安定法	現行

第六条ノニノニ (略)	第六条ノ二(略)
勘定二生ズル損失ヲ補填スル為一般会計ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス前項ノ一般会計ヨリノ受入金八予算ノ定ムル所ニ依リ農産物等安定トフ	
定ヨリノ受入金、一般会計ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其第六条ノニ(農産物等安定勘定ニ於テハ農産物等ノ売渡代金、調整勘	(削る。)
二関スル事務ヲ行フコトヲ得	
十五条ノ規定ニ拘ラス食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ支払	十五条ノ規定ニ拘ラス食糧及輸入飼料ノ買入代金ノ支払ニ関スル事
農林中央金庫八農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五	農林中央金庫八農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五
ノ買入代金ノ支払ニ必要ナル資金ヲ交付スルコトヲ得	丿 ノ支払ニ必要ナル資金ヲ交付スルコトヲ得
政府八日本銀行又八農林中央金庫ニ対シ食糧、農産物等及輸入飼料	政府八日本銀行又八農林中央金庫ニ対シ食糧及輸入飼料ノ買入代金
協同組合ニ委託スルコトヲ得	委託スルコトヲ得
其ノ事務ノ一部ヲ銀行 (日本銀行ヲ除ク)、農林中央金庫又八農業	
第四条ノ三(政府八食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ支払ニ付	第四条ノ三(政府ハ食糧及輸入飼料ノ買入代金ノ支払ニ付其ノ事務ノ
得	
ヘキ証券ヲ発行シ又ハ同期間内ニ償還スヘキー時借入ヲ為スコトヲ	発行シ又八同期間内二償還スヘキー時借入ヲ為スコトヲ得
金二不足アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ当該年度内ニ償還ス本会計ニ於テ食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ支払上一時現	ルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ当該年度内ニ償還スヘキ証券ヲー 本会計ニ於テ食糧及輸入飼料ノ買入代金ノ支払上一時現金ニ不足ア

取扱及施設運営二関スル諸費、調整勘定へノ繰入金其ノ他附属諸費定ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ本会計ノ事務第六条ノ三 業務勘定ニ於テハ食糧管理勘定、輸入飼料勘定及調整勘

ヲ以テ其ノ歳出トス

定二依リ発行スル証券ヲ除ク)及借入金ノ償還金並証券、借入金及人トシ他勘定ヘノ繰入金、証券(第三条第二項及第四条第二項ノ規ニ於テ他勘定ト謂フ)ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳第二項及第四条第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除ク)ノ発行収第六条ノ五 調整勘定ニ於テハー般会計ヨリノ受入金、証券(第三条 第

· (略)

時借入金ノ利子其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

事由ニ因リ生ジタル予算ノ不足ヲ補フ為歳出予算ニ予備費ヲ設クル第六条ノ九(食糧及輸入飼料ノ買入数量ノ増加其ノ他避クベカラザル

コトヲ得

第八条ノ四 輸入飼料勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益ハ積立|

輸入飼料勘定二於ケル毎年度ノ損益計算上ノ損失八積立金ヲ減額シ

金トシテ之ヲ積立ツベシ

入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス入トシ本会計ノ事務取扱及施設運営ニ関スル諸費、調整勘定ヘノ繰入飼料勘定及調整勘定ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳第六条ノ三、業務勘定ニ於テハ食糧管理勘定、農産物等安定勘定、輸

金並証券、借入金及一時借入金ノ利子其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳及第四条第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除ク)及借入金ノ償還業務勘定(以下本条ニ於テ他勘定ヘノ繰入金、証券(第三条第二項業務勘定(以下本条ニ於テ他勘定ト謂フ)ヨリノ受入金其ノ他附属第二項及第四条第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除ク)ノ発行収第六条ノ五 調整勘定ニ於テハー般会計ヨリノ受入金、証券(第三条

(略)

出トス

費ヲ設クルコトヲ得ベカラザル事由ニ因リ生ジタル予算ノ不足ヲ補フ為歳出予算ニ予備第六条ノ九(食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入数量ノ増加其ノ他避ク

積立金トシテ之ヲ積立ツベシ第八条ノ四 農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益ハ

農産物等安定勘定二於ケル毎年度ノ損益計算上ノ損失八積立金ヲ減

	額シ之ヲ整理スルモノトス但其ノ損失額中当該整理ヲ為シ得サル部
金額八損失ノ繰越トシテ之ヲ整理スベシ	分ノ金額八損失ノ繰越トシテ之ヲ整理スベシ
(削る。)	第八条ノ四ノ二(輸入飼料勘定ニ付テハ前条ノ規定ヲ準用ス

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)(附則第十四条関係)

の法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。て交付する生産者補給交付金」と、機構法第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業のは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業の法律」とあるのは「この法律」と、機構法第十五条中「勘定」とあるの法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法第一条第一項第一号イ及び口並びに第六号並びに暫定措置法第三条第十条第一項第一号イ及び口並びに第六号並びに暫定措置法第三条第十条第一項第一号イ及び口並びに第六号並びに暫定措置法第三条第十条第一項第一号イ及び口並びに第六号並びに暫定措置法第三条第十条第一項第一号イ及び口並びに第六号並びに暫定措置法第三条第十条第一項第一号イ及び口並びに第六号並びに暫定措置法第三条第十条第一項第一号イ及び口並びに第六号並びに暫定措置法第三条第十条第一項第一号イ及び口並びに	「第十条第一項第一号イ及びロ並びに第六号」とあるのは「第四十「第十条第一項第一号イ及びロ並びに第六号」とあるのは「第二十条の二 (略) 「第一条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合 は「第十条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合 は「第十条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合 は「第十条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合 では、機構法の適用)	改正案
	「現中「第十条第一項第一号イ及び口並びに第六号」とあるのは「第2、機構法第十二条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第二条第一項」と、機構法第十一条中「業務ごとに」とあるのは「前項及び加工原と、機構法第十八条第二項中「前項」とあるのは「前項及び加工原は、機構法第十項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合は「第一条の二 (略)	現

(区分経理の特例)

(区分経理の特例)

一条第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。 十一条の勘定において独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十一条の勘定において独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三完にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政策るものに限る。)に必要な経費の財源に充てるため、機構法第二十条の三 機構は、第三条第一項第一号から第五号までの業務(第二十条の三 機構は、第三条第一項第一号から第五号までの業務(

- 44 -

肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和六十三年法律第九十八号) (附則第十五条関係)

として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務としてるのは「交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務る業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあ

(区分経理の特例)

交付する生産者積立助成金」とする。

係る機構法第十二条の勘定に繰り入れることができる。項に規定する資金(以下「調整資金」という。)から、当該業務に項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるため、第十四条第二第十六条(機構は、機構法第十二条の規定にかかわらず、第三条第一

構法第十二条の勘定に繰り入れることができる。 (の)に必要な経費の財源に充てるため、これらの業務に係る機工項第一号から第五号までの業務 (これらの業務に附帯する業務を生産者補給金等暫定措置法 (昭和四十年法律第百十二号)第三条第年産者補給金等暫定措置法 (昭和四十年法律第百十二号)第三条第額の全部又は一部を、第三条第一項に規定する業務又は加工原料乳格が、は使用に伴い生ずる前事業年度の機構の収入の額又はその見込機構は、機構法第十二条の規定にかかわらず、調整資金の運用若

交付する生産者積立助成金」とする。として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務としてるのは「交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務る業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とある業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあ

(区分経理の特例)

第十六条 機構は、機構法第十一条の規定にかかわらず、第三条第一第十六条 機構は、機構法第十一条の規定にかかわらず、調整資金の運用若りに規定する資金(以下「調整資金」という。)から、当該業務に係る機構法第十一条の勘定に繰り入れることができる。 生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)第三条第年産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)第三条第年産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)第三条第年産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)第三条第一項第一号から第五号までの業務(これらの業務に附帯する業務に含む。)に必要な経費の財源に充てるため、これらの業務に係る機構法第十一条の勘定に繰り入れることができる。

農林水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号) (附則第十六条関係)

五十五~八十七 (略)	五十四 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。一~五十三 (略)	をつかさどる。 第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務(所掌事務)	改正案
五十五~八十七 (略) 料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。	十五号)第二条第一項に規定する農産物等をいう。)及び輸入飼五十四 農産物等(農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二一~五十三 (略)	をつかさどる。 第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務(所掌事務)	現

食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)(附則第十七条関係)